

亀山市公告第75号

都市公園を設置するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

なお、別紙図面は省略し、亀山市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月5日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 名称 川合町第十四公園
- 2 位置 亀山市川合町字八ツ八846番45
- 3 区域 別紙図面に示す区域
- 4 供用開始の期日 令和4年9月 日